

參考資料 1

国民健康保険運営協議会

国保運営協議会(都道府県、市町村)の設置

○ 一般の国保法の改正により、都道府県及び市町村のそれぞれに、国保事業の運営に関する重要事項について審議する場である国保運営協議会を設置することとされた。

〈参考〉 国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ) (平成27年2月12日国保基盤強化協議会)

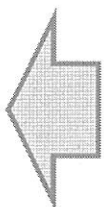
2. 運営の在り方の見直し(保険者機能の強化)

○ (略)

国保の運営に関する重要事項を協議する場として、都道府県に、被保険者代表、保険医又は保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険代表が参加する国保運営協議会を設置する。

〈参考〉 国保運営協議会における審議事項

- ・ 都道府県… 国保事業費納付金の徴収、国保運営方針の作成その他の重要事項
- ・ 市町村… 保険給付、保険料の徴収その他の重要事項



○ 都道府県においては、国保事業費納付金の徴収(算定方法の決定等)や国保運営方針の作成等の重要事項について、都道府県の国保運営協議会の審議を経る必要があることから、平成30年度からの新制度の施行に向けて、平成29年度には国保運営協議会を設置する必要があるが、地域の実情に応じて、あらかじめ、国保運営協議会(又はその前身となる機関)を設置し、審議を行うことが考えられる。

○ そのため、国保運営協議会の運営に関する詳細(国保運営協議会の構成、委員の定数等)について、国保事務レベルWGで協議の上、平成28年1月26日付けの通知で各自治体に提示したところ。

法律上の国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の位置付け

都道府県に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収 ・国保運営方針の作成 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表 <p>(*)「国民健康保険の見直しについて (議論のとりまとめ)」(平成27年2月12日国保基盤強化協議会)より</p>

市町村に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 ・保険料の徴収 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

(参考) 改正後の国民健康保険法 (抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項 (この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。) を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項 (この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。) を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…)
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

都道府県の国保運営協議会の構成等

＜委員の構成＞

○国保運営協議会は、国保事業の適正な運営を図る観点から、国保事業の運営に関する重要事項について関係者による審議を行う場として設置されるものである。

○そのため、都道府県の国保運営協議会については、「国保の被保険者」、「国保の保険医又は保険薬剤師」、「公益（学識経験者等）」の三者の代表に加え、国保財政において被用者保険が抛出する前期高齢者交付金の割合が相当程度高く（約31％。平成27年度予算ベース）、国保事業の運営の在り方が被用者保険の運営にも影響を与えることに鑑み、「被用者保険」の代表も必ずその構成員とすることとする。

○一方、都道府県とともに国保の運営を担うこととなる市町村については、都道府県の国保運営協議会の構成員ではなく、事務局の立場から審議に参画することを想定している。

※ 都道府県と市町村との間の協議については、国保運営協議会とは別の場において行われ、当該場での協議内容を踏まえたものが国保運営協議会において審議されることを想定している。

＜委員の数等＞

○国保の被保険者の代表、国保の保険医又は保険薬剤師の代表、公益の代表各側の意向が適切に配慮されるよう、それぞれ回数とする。被用者保険代表については、各代表の数の半数以上、同数以内とする。

○また、各側委員の具体的な人数については、各都道府県の実情を踏まえて条例により決定する。

○委員の任期については、三年とする。

※ 上記委員の数等については、現行の市町村の国保運営協議会と同様の取扱い。

市町村の国保運営協議会の構成等

＜委員の構成＞

○従来より市町村に設置されている国保運営協議会にあっては、

- ・「国保の被保険者」、「国保の保険医又は保険薬剤師」、「公益（学識経験者等）」の三者を必ずその構成員とし、
- ・前期高齢者交付金の太宗を拠出する立場である「被用者保険の代表」については、国保の財政運営の責任主体となる都道府県に新たに設置される国保運営協議会において構成員と位置づけられ、都道府県の国保運営協議会において意見表明が可能であることから、市町村の国保運営協議会では任意の構成員と位置づける。

※なお、被保険者の健康の保持のために必要な保健事業についての全体的な取組方針等は都道府県に置かれる保険者協議会において議論することを想定している。

＜委員の数等＞

○国保の被保険者の代表、国保の保険医又は保険薬剤師の代表、公益の代表の各側の意向が適切に配慮されるよう、それぞれ同数とする。

被用者保険の代表については、任意の構成員であることに鑑み、他の各側の委員と同数を上限とする。

○各側委員の具体的な人数については、各市町村の実情を踏まえて条例により決定する。

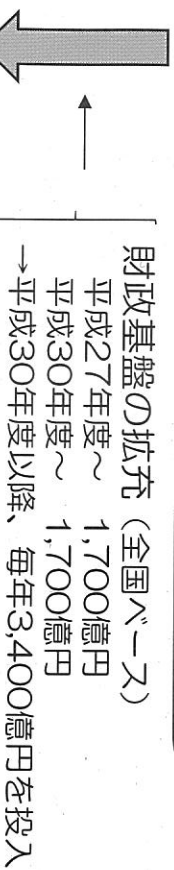
○委員の任期については、三年とする。

※30年度までは現状通り二年の任期とし、30年度以降の委員の着任以降三年とする。

福島県国民健康保険運営協議会について

本県の国保の現状 (平成26年度)

- 被保険者数 517,590人 (県全体の26.9%)
- 事業規模 2,267億円<歳入ペース>
- 単年度収支 13億円の黒字<59市町村積み上げ>
- ※単年度収支赤字 28市町村
- 法定外繰入 15億円
- 被保険者の平均年齢 ②⑤51.5歳
- 1人当たりの医療費 ②⑥328,148円 (全国31位)
- 国保税収納率 ②⑥90.18% (全国40位)
- 特定検診実施率 ②⑥38.8% (全国16位)
- 特定保健指導 ②⑥22.2% (全国29位)



平成30年度～(国保改革)
 県 (新) 財政運営の責任主体、(新) 運営の中心的役割
 市町村: 資格管理、国保税の賦課徴収、保険給付、保健事業

【国保事業の課題】

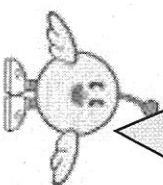
- 1 医療費水準は高い
- 2 所得水準が低い
- 3 国保税負担が重い
- 4 国保税の収納率が低い
- 5 一般会計からの繰入
- 6 被保険者数3,000人以下の小規模保険者の存在
- 7 市町村格差 (医療費、所得、国保税額)

福島県市町村国保広域化等連携会議

- ◎ 協議開始 平成27年11月9日～ *会議1回、WG6回
- ◎ 構成員 市長会、町村会推薦の12市町村、福島県国民健康保険団体連合会、県関係各課 (5課)
- ◎ 議題 ①県が作成する国民健康保険運営方針に規定する事項 ②国保事業費納付金の算定方法
- ※国民健康保険運営方針とは 国保財政の安定的な運営並びに事業の広域的及び効率的な運営に向けた県全体の方針 (3年間)
- ※国保事業費納付金とは 市町村が被保険者から収納した国保税を財源に、県に納付する納付金。

新 福島県国民健康保険運営協議会

- ★ 設置条例 平成29年2月議会へ条例提案予定
- ★ 協議開始 平成29年5月 (想定) <29年度は3～4回>
- ★ 委員
 - ① 被保険者を代表する委員 (3名)
→市町村国保運営協議会の委員 (市・町・村かつ方部別を考慮)
 - ② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 (3名)
→医師会、歯科医師会、薬剤師会からの推薦
 - ③ 公益を代表する委員 (3名)
→財政、医療、福祉の観点で大学教員等
 - ④ 被用者保険等の保険者を代表する委員 (2名)



役割は、県が決める重要な事項を審議していくことです。